

「LEC 澤井の700本道場（雇用徴収）」テキストから 第44回本試験【選択式】雇用法の出題が**論点的中**しました！！



LEC教材掲載内容（抜粋）

※実際の教材では赤字にはなっていません。

澤井の700本道場（雇用徴収） p. 14 (RL12310)

【雇用保険二事業・費用の負担】

66. 政府は、**被保険者であった者及び被保険者になろうとする者**の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため特定求職者支援法に規定する**認定職業訓練**を行う者に対して助成を行うこと、及び同法に規定する**特定求職者**に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。
(⇒○)
67. 国庫は毎年度、予算の範囲内において、就職支援法事業に要する費用（職業訓練受講給付金に係るものを除く）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担するほか、求職者給付（**高年齢求職者給付金**を除く）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び**高年齢再就職給付金**を除く）及び就職促進給付に要する費用の一部を負担する。
(⇒× 「就職促進給付」については、国庫負担は行われない）

本試験出題はこうでした！

選択式〔問3〕 雇用法の1及び2

- 1 雇用保険法第64条は、「政府は、**A ⑱被保険者であった者及び被保険者になろうとする者**の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による**B ⑳特定求職者**の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する、**C ⑲認定職業訓練**を行う者に対して、同法第5条の規定による助成を行うこと及び同法第2条に規定する**B ⑳特定求職者**に対して、同法第7条第1項の職業訓練受講給付金を支給することができる。」と規定している。
- 2 雇用保険法においては、求職者給付たる**D ㉑高年齢求職者給付金**並びに雇用継続給付たる高年齢雇用継続基本給付金及び**E ㉒高年齢再就職給付金**に要する費用については、事務の執行に要する経費を除き、国庫負担の規定から除外されている。

的中!